

令和8年度（2026年度）地域内流通体制構築支援事業補助金実施要領

（趣旨）

第1条 地域内流通体制構築支援事業費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業目的）

第2条 地域内流通体制構築支援事業（以下「本事業」という。）では、県内での県産農林畜水産物等の販売量拡大に取り組んでいる協議会等に参画している、農業団体・直売所等の県内流通体制確立に向けたモデル的取組（新たな輸送方法や受発注の仕組み、集荷拠点検討等の集荷等の仕組みづくり）を支援し、県内での県産農林畜水産物等の流通体制構築を目的とする。

（事業の内容等）

第3条 本事業の事業主体、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。ただし、補助額は予算の範囲内で決定する。

（補助事業の募集）

第4条 本事業の募集期間は別途定める。

（補助金の交付申請及び変更交付申請）

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書は、様式第1号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業主体の概要がわかる書類
- （2）事業に必要な経費の根拠となる書類の写し

（実績報告）

第6条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、様式第1号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業に要した経費に係る証拠書類の写し
- （2）その他知事が必要と認める書類

（調査・指導等）

第7条 県は、必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容について報告を求めることができるものとする。

2 県が必要であると判断した場合には、現地調査等を実施することができるものとする。この際、事業主体等は、県の求めに応じ、関係書類を提示し、調査等に協力するものとする。

(雑則)

第8条 本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月9日から施行する。

